

# 片平町内積立金規定

## (目的)

第 1 条 この町内会積立金（以下、積立金という）は、町内会館等改修時ならびに激甚災害等の緊急時に必要となる費用の積立てを目的とする。

## (積立金)

- 第 2 条 積立額は毎年度総会にて予算議案により承認される。
2. 積立方法は、上期、下期の 2 回に分けて定額を積立てる。
  3. 積立金は専用の特別会計開設口座にて管理する。
  4. 積立限度額は 3 千万円とする。
  5. 限度額の変更は、役員会の決議を経て会長がこれを定めることができる。

## (町内会館等の改修)

第 3 条 災害および老朽化により町内会館等の改修が必要となった場合、その費用は積立金より支出する。

## (激甚災害等発生時対応)

第 4 条 激甚災害等発生時の情報伝達、避難誘導、救出援護、給食給水等、被災者支援にかかる費用は積立金より支出する。

## (積立金の支出)

- 第 5 条 積立金の支出は総会の承認を受けなければならない。
- ただし、緊急を要する場合は三役会が支出を執行する。
2. 積立金を支出した場合は、総会において報告する。

## (補則)

第 6 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は会則第 4 6 条に則り別途定める。

## 附 則

この規定は令和 5 年 4 月 23 日から実施する。